**平成２４年（フ）第３１８号**
盛岡市西青山１丁目７番３―403号
債務者　緑川　一衛
1　決定年月日時　平成24年11月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月１日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

**平成２４年（フ）第３１９号**
盛岡市西青山１丁目７番３―403号
債務者　緑川　住子
1　決定年月日時　平成24年11月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月１日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

**平成２４年（フ）第３２９号**
盛岡市みたけ６丁目16番７―403号
債務者　多田　敏男
1　決定年月日時　平成24年11月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月１日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

**平成２４年（フ）第３３４号**
盛岡市鉈屋町14番15号、旧住所盛岡市肴町３番３―802号
債務者　山田　麻衣
1　決定年月日時　平成24年11月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月１日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

**平成２４年（フ）第１０２０号**
神戸市長田区駒ケ林町５丁目９番17号
債務者　鶴田美百合
1　決定年月日時　平成24年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月１日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２４年（フ）第９３号**
熊本県玉名郡和水町萩原997番地
債務者　木村　一輝
1　決定年月日時　平成24年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月１日まで
熊本地方裁判所玉名支部

**平成２４年（フ）第９４号**
熊本県玉名郡和水町萩原997番地
債務者　木村　　舞
1　決定年月日時　平成24年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月１日まで
熊本地方裁判所玉名支部

**平成２４年（フ）第２１７４号**
名古屋市千種区宮根台１丁目３番５号　ＷＩＮＧ香流403号
債務者　今野　幸広
1　決定年月日時　平成24年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２４年（フ）第１２８号**
山口県下関市菊川町大字下岡枝363番地２
債務者　吉若　義子
1　決定年月日時　平成24年11月30日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

**平成２４年（フ）第１８３号**
北海道苫小牧市日新町６丁目７番17号
債務者　坂本久美子
1　決定年月日時　平成24年11月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

**平成２４年（フ）第１０６号**
佐賀県多久市西多久町大字板屋8664番地、前住所佐賀県多久市西多久町大字板屋5838番地３
債務者　一ノ瀬コズエ
1　決定年月日時　平成24年11月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

**平成２４年（フ）第３０７号**
佐賀県佐賀市大和町大字尼寺3655番地
債務者　三橋　宣広
1　決定年月日時　平成24年11月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

**平成２４年（フ）第３２９９号**
大阪市東淀川区相川２丁目23番17―314号
債務者　本間　　徹
1　決定年月日時　平成24年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第５３３７号**
大阪府寝屋川市高宮１丁目４番10号
債務者　田中勢津子
1　決定年月日時　平成24年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第５５９５号**
大阪府寝屋川市梅が丘１丁目11番７―501号
債務者　塩田真奈美（旧姓服部）
1　決定年月日時　平成24年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第５６１８号**
大阪府寝屋川市日之出町10番２号
債務者　花谷奈央子
1　決定年月日時　平成24年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第５６４４号**
大阪府茨木市太田３丁目７番１号
債務者　登尾　正公
1　決定年月日時　平成24年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第５６４８号**
大阪府寝屋川市池田１丁目10番50号、前住所大阪府寝屋川市新家１丁目７番７号
債務者　那須　健一
1　決定年月日時　平成24年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部